

# いじめ防止基本方針

常磐高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

## 2 校内組織

本校は、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

### 【構成員】

- (1) 委員長；校長
  - (2) 委員；副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、生徒指導部教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、教育顧問、スクールカウンセラー
- ※ 構成員については、個々の事案に応じ、担任や部活動顧問等を加える。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

## 4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県学事法制課に報告する。

## 5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

## 6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県学事法制課に報告するとともに、県学事法制課は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

## 7 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。

平成26年3月20日制定  
平成28年8月10日一部改訂

1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的取組
1	いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。</li> <li>○人間関係づくりとコミュニケーション育成の機会を設ける。</li> <li>○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。</li> <li>○道徳教育と人権教育を充実させる。</li> <li>○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員相互の授業公開を実施しわかりやすい授業を目指す(年間20日間)・若手教員研修・研究授業・基礎学力向上を目指し英単語テストや朝読書、朝学習○到達度別分割授業・コース系統別合同講座・学年別教室配置から縦割りコース別教室配置に変更・生徒会本部役員による登校時のあいさつ運動・登校指導による挨拶の励行○全校集会・学年集会での講話・いじめ防止フォーラムへ向けて生徒会やHRでの討論会○人権教育講座(6月)・DVセミナー(4月)○運動部による学校周辺の清掃活動・運動部寮降雪時の近隣の除雪作業・保育体験(浜町保育園)・企業見学・上級学校訪問。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。</li> <li>○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。</li> <li>○状況に応じ教室や部室等を巡回する。</li> <li>○スクールカウンセラーの活用を促す。</li> <li>○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登下校指導による声かけ見守り・昼休み巡回による声かけ見守り・SHR5分前にはHRへ出向き生徒観察・声かけ・退勤時のHRや部室等管理責任場所の巡回○隔月(偶数月)のいじめアンケートの実施・内容を受けて聞き取り調査や指導・必要に応じ評議委員会(生徒会本部役員・クラス委員長・専門委員会委員長)や学年集会、全校集会で話し合いや指導をする○空き時間に校内の巡回を励行○月火木曜日スクールカウンセラーの常駐・二者面談(4月)・三者面談(7月)・各種電話相談窓口の紹介・電話や家庭訪問による保護者との情報交換。</li> </ul>
3	いじめの早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	<p>緊急時の組織的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ認知(担任・顧問・学年主任)⇒生徒指導部長(校長教頭に速やかに報告)⇒いじめ対策委員会召集(校長判断)⇒①いじめ認知報告②調査方針・方法の決定(目的、優先順位、担当者、期日等)⇒調査・事実関係の把握(重大事態発生時は学事法制課に直ちに報告し、必要に応じ関係機関(病院・警察等)と連携)⇒指導方針の決定、指導体制の確立(指導・支援の対象と具体的な手立て)①該当者(被害生徒・保護者、加害生徒・保護者)・懲戒②観衆、傍観者(クラス・部活・グループ)③全体(全校、学年)⇒いじめ解決への指導・支援⇒継続指導・経過観察⇒事態収束の判断(被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっている)⇒見守り継続指導(声かけ、保護者との連携)</li> <li>○学級指導の他学年集会・全校集会でも学年主任や生徒指導部長が左記内容について継続的に指導する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたりするなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひやかしかからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全を確保し、二次被害を防止する。</li> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、必要に応じ書き込み内容等を保存する。</li> <li>○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。</li> <li>○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、不適切な書き込み等を削除させる。</li> <li>○適切な時期に被害者に謝罪させる。</li> <li>○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。</li> <li>○状況に応じ特別指導を行う。</li> <li>○必要に応じスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。</li> <li>○適切なコミュニケーションの在り方等について指導する。</li> <li>○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。</li> </ul>		
	その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。</li> <li>○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。</li> <li>○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級指導の他学年集会・全校集会でも学年主任や生徒指導部長が左記内容について継続的に指導する。</li> </ul>

2 家庭(父母の会)、地域との連携

家庭(父母の会)との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもとできるだけ多く話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。</li> <li>○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。</li> <li>○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。</li> <li>○父母の会総会や学年懇談会など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> </ul>
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への積極的なあいさつや声かけを行っていただくよう働きかける。</li> <li>○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。</li> <li>○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。</li> <li>○地域の行事等への児童生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。</li> </ul>